

株 主 各 位

第160回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

●事業報告の「会社の体制及び方針」	………… 1～ 6 頁
●連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」	………… 7 頁
●連結計算書類の「連結注記表」	………… 8～15 頁
●計算書類の「株主資本等変動計算書」	………… 16～17 頁
●計算書類の「個別注記表」	………… 18～22 頁

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

大成建設株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.taisei.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

会社の体制及び方針

当社は、業務を適正かつ効率的に執行していくための体制及び財務報告の信頼性を確保するために、取締役会において「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」を次のとおり定めております。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、グループ行動指針をはじめとするコンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守する。
- ② 法令等違反行為に対する役職員の懲戒等の厳正化・談合行為防止のための業務体制整備・企業倫理ヘルプライン制度の適切な運用等、コンプライアンス委員会の提言に基づく諸施策や各部門のコンプライアンス教育及び自部門監査（自己監査）の実施等により、役職員等一人ひとりの自覚・自律性を高め、コンプライアンスの徹底を図る。
- ③ 総務部は、各部門のコンプライアンス活動を指導し、監査部は、各部門との連携を通じて、内部監査の実効性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に関する情報の適正な記録・保存、情報漏洩・不正使用の防止、及び情報の有効活用のために、情報に関する諸規程を体系化し、会社の情報の適正な管理体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の整備に関する基本方針のもと、品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益等の主なリスクに対応するための適正な管理体制を整備する。
- ② 緊急時・大規模災害発生時の対応については、事業継続性を含めた有事の管理体制を整備する。
- ③ 各部門は、リスクマネジメント教育の実施等により、組織的なリスクマネジメント能力の向上を図る。
- ④ 総務部は、全社的なリスクに関するマネジメントを推進し、監査部は、内部監査を通じてリスク管理体制の継続的改善への取り組みを促進する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務執行の意思決定機関として経営会議を設置し、機動的な業務執行を可能とするため執行役員制度を採用するとともに、取締役会委員会制度や社外取締役制度により、取締役会審議の活性化・実質化と監督機能の強化を図る。
- ② 経営環境の変化に対応し、意思決定の迅速化や職務執行等経営の効率化を図るために、意思決定基準・職務権限規程等を整備する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ運営に関する基本方針、運営要綱に基づき、グループ各社から当社への報告につき定める規程がグループ各社において整備されることを推進する。
- ② グループ各社の事業特性に応じ、品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益・大規模災害等の主なリスクに対応するための社内規程が、グループ各社において整備されることを推進し、グループ各社におけるリスクマネジメント体制を構築する。
また、監査部によるグループ各社の内部監査・法務部等によるグループ会社連絡会議等の実施のほか、グループ各社に対するリスクマネジメント教育の実施を促進するとともに、グループヘルプラインの設置等を通じて、グループ各社のリスクマネジメント体制の実効性を確保する。
- ③ グループ全体における各社の機能・役割を明確化し、グループ各社の事業特性や規模に適した機関・組織設計の支援や、グループ内での経営資源の有効活用を図る等、グループ各社の事業への支援・指導及び連携を促進する。
また、グループ各社との意思疎通の円滑化を図り、グループを取り巻く技術・生産・営業・取引等の諸問題への対応に関する相互理解と協調を促進するために、グループ経営会議等を随時実施する。
- ④ グループとして、理念（追求し続ける目的、目指す姿）・スピリット（グループ全役職員が大切にしている考え方）・行動指針（組織としての行動の基本原則、及びグループの役職員等が積極的に実践すべき又は厳守すべき行動・判断の基準）をはじめとするルールを共有するとともに、グループ各社の事業の特性に応じた社内規程整備を推進し、コンプライアンス体制を構築する。
また、監査部によるグループ各社の内部監査・法務部等によるグループ会社連絡会議等の実施のほか、グループ各社に対するコンプライアンス教育の実施を促進するとともに、グループヘルプラインの設置等を通じて、グループ各社のコンプライアンス体制の実効性を確保する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務執行を補助する専任の組織としての監査役業務部の部員の任命・異動・評価等については、事前に監査役と人事部長が協議する。
- ② 各部門は、監査役業務部の部員に対する監査役からの指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。

(7) 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役が社内及びグループ各社における内部統制の実施状況等を監査するため、役職員等又はグループ各社の役職員等若しくはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告すべき事項を定め、以下の体制を整備する。
 - 1) 監査役が役職員等からいつでも報告を受けることができる体制
 - 2) 監査役がグループ各社の役職員等又はこれらの者から報告を受けた者からいつでも報告を受けることができる体制
 - 3) 企業倫理ヘルプライン及びグループヘルプラインにより役職員等又はグループ各社の役職員等の法令等違反行為を監査役へ報告する体制
- ② 前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。
- ② 代表取締役が監査役と定期的会合を持つことにより、監査役監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ③ 監査役と監査部との関係について監査役と監査部長との間で書面を交わし、また監査部及び会計監査人が監査役と定期的会合を持つ等、監査役と緊密な関係を図る。

(9) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づく運用状況の概要

(1) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に関する取り組み

取締役会では「グループ行動指針」をはじめとするコンプライアンスに関する諸規程を整備し、率先してこれを誠実に遵守するとともに、法令の変更、社会情勢の変化、発生したコンプライアンス事案等を踏まえ、適宜見直しを行っております。

また、全社のコンプライアンス意識の向上のために、役職員等に対し、eラーニングによる研修を実施するとともに、コンプライアンスに関する身近な話題を題材とした「コンプライアンス通信」を毎月発行しております。なお、2019年度については、2018年度に引き続き営業部門の役職員を主な対象として社外弁護士による独占禁止法遵守研修を実施しました。

更に、全役職員等を対象としてコンプライアンス・アンケートを実施し、当社におけるコンプライアンスに関する課題の把握に努め、改善のための諸施策に取り組んでおります。

これらのコンプライアンス推進のための諸施策については、より実効性の高いものとするべく、社外弁護士を委員長とするコンプライアンス委員会にて実施状況を確認し適宜強化を図っています。

企業倫理ヘルプライン制度については、通知や「コンプライアンス通信」等により役職員等への継続的な啓発を行っており、所管部門である総務部から経営層に運用状況を定期的に報告しております。

(2) 「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」に関する取り組み

会社の情報の適正な保存及び管理のため、「情報管理基本方針」をはじめとする情報に関する諸規程を整備するとともに、eラーニングによる情報セキュリティ教育により、役職員等への継続的な啓発を行っております。

(3) 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に関する取り組み

「リスクマネジメント方針」をはじめとする規程を整備するとともに、事業活動に係るリスクを重要度により分類し、主管・所管部門を明確化した全社的なリスク管理体制を整備した上、毎年度見直しを行っております。また、eラーニングによるリスクマネジメント教育等により、役職員等に対する継続的な啓発を行っております。

緊急時・大規模災害発生時の対応については、「災害時における事業継続に関する方針」をはじめとする規程を整備するとともに、それに基づく大規模災害対策訓練やeラーニングを毎年度実施しております。

なお、監査部において内部監査を実施し、リスク管理体制の継続的改善への取り組みを促進しています。

(4) 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」に関する取り組み

取締役会審議の活性化・実質化と監督機能について一層の強化を図るため、2020年度より、取締役会の業務執行機能の範囲を見直すとともに、経営陣（執行サイド）に大幅な権限委譲を行うことにより、迅速な意思決定を進めており、これらにより、一層の企業価値向上を目指します。

なお、2019年度においても、取締役・監査役による「自由討議」・「意見交換会」、取締役会資料の事前配付及び説明、取締役会日程の早期決定を実施しております。

(5) 「企業集団における業務の適正を確保するための体制」に関する取り組み

「グループ理念」をはじめとする理念体系の共有を基盤として、「グループ運営に関する基本方針」「グループ会社運営要綱」をはじめとする規程に基づき、役員の経営倫理の向上やグループ各社から当社への報告体制・リスクマネジメント体制・コンプライアンス体制の構築を促進しております。

2019年度も、監査部においてグループ各社のリスクマネジメントに関する内部監査、および法務部等によるリスクマネジメント教育を実施しております。グループヘルプラインについても主要国内グループ会社を対象に状況ヒアリング等を実施し、啓発活動を継続しております。

また、グループ会社の機関・組織設計や経営資源の有効活用などについて、社長室及び担当本部が連携して支援をおこなうとともに、グループ全体の経営課題について共有を図るために、年2回のグループ経営会議等を開催しております。

更に、すべてのグループ会社の役職員等を対象としてグループ・コンプライアンス・アンケートを実施し、当社グループにおけるコンプライアンスに関する課題の把握に努め、グループ各社のコンプライアンス推進のための支援・指導を実施しております。

(6) 「監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」に関する取り組み

監査役の職務執行を補助する専任の組織である監査役業務部の部員の任命・異動・評価等については、事前に監査役と人事部長が協議して決定し適切な要員を配置しております。また、各部門は、監査役業務部が監査役から指示された職務を適切に執行できるよう要求された情報を提供する等適切な対応を行っております。

(7) 「監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」に関する取り組み

取締役会は『「監査役（会）へ報告すべき事項」及び「監査役の閲覧に供すべき文書」に関する取扱基準』を規程し、取締役ほか業務を所管する職位者等は、当該規程又は監査役の要求により監査役への適宜・定期の報告、文書提供、及び重要な会議への監査役出席対応等を行っております。また、通報・相談者が不利な取扱いを受けないことを確保した「企業倫理ヘルプライン制度運用細則」及び「グループヘルプライン制度運用細則」を規程・運用し、通報・相談内容はその対応結果を含め、総務部長が監査役に定期的に報告しております。

(8) 「監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」に関する取り組み

監査役の往査にかかる費用や外部専門家の見解を得る費用等、監査役がその職務の執行について生じる費用は、監査の実効性を担保するべく適切に処理しております。

また、代表取締役は監査役と定期的に意見交換を行い、監査部及び会計監査人は監査役と定期的会合を持ち連携し、相互の意思疎通を図り監査役の監査の実効性向上に努めております。

(9) 「財務報告の適正性を確保するための体制」に関する取り組み

日常的モニタリングにより、財務報告の虚偽記載リスクを低減させる手続きが有効に機能していることを継続的に検討・評価しております。

また、財務報告に係る内部統制システムの確実な運用を継続していくため、役職員等に対する社長メッセージの発信や、eラーニングの実施等の啓発活動を行っております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	122,742	60,198	465,127	△37,503	610,565
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△29,003		△29,003
親会社株主に帰属する当期純利益			122,087		122,087
自 己 株 式 の 取 得				△28,013	△28,013
自 己 株 式 の 処 分		△ 0		0	0
土地再評価差額金の取崩			△ 2,475		△ 2,475
連 結 範 囲 の 変 動			568		568
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）（注）					－
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	－	△ 0	91,177	△28,012	63,164
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	122,742	60,198	556,304	△65,515	673,729

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	108,782	△ 74	△ 1,244	△ 3,342	5,737	109,858	1,967	722,390
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△29,003
親会社株主に帰属する当期純利益								122,087
自 己 株 式 の 取 得								△28,013
自 己 株 式 の 処 分								0
土地再評価差額金の取崩			2,475			2,475		－
連 結 範 囲 の 変 動								568
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）（注）	△34,245	30		177	△ 1,868	△35,905	1,790	△34,114
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	△34,245	30	2,475	177	△ 1,868	△33,430	1,790	31,525
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	74,536	△ 43	1,230	△ 3,164	3,869	76,428	3,757	753,915

(注) 土地再評価差額金の取崩による変動額を除いております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数 42社

主要な連結子会社の名称 大成有楽不動産(株)、大成ロテック(株)、大成ユーレック(株)

②主要な非連結子会社の名称等 愛媛ホスピタルパートナーズ(株)

大宮クロスポイント(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

③連結の範囲の変更

泰明工業(株)他2社については重要性が増した事等により、また、大成USA LLC他8社については新規設立等により、それぞれ子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

なお、清算した大成コンストラクション他1社については、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用会社の数 非連結子会社 17社

関連会社 41社

主要な持分法適用会社の名称 中建－大成建築
インドタイセイ インダ デベロップメント

②持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等

(同)島津山インベストメント

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

③持分法適用の範囲の変更

新規に設立した3社及び重要性が増した事による1社を持分法適用の範囲に含めております。

また、当連結会計年度より、連結の範囲に含めた1社、株式を売却した1社及び清算した2社については、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

満期保有目的の債券… 定額法による償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの … 移動平均法による原価法

・たな卸資産

未成工事支出金 … 主として個別法による原価法

たな卸不動産 … 主として個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他のたな卸資産

その他事業支出金… 主として個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

材料貯蔵品 … 主として移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・デリバティブ … 時価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

・建物・構築物 … 主として定額法

・その他の有形固定資産… 主として定率法

③重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金 … 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

・完成工事補償引当金 … 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率による算定額を計上しております。

・工事損失引当金 … 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができ工事について、損失見込額を計上しております。

・役員退職慰労引当金 … 一部の連結子会社において、取締役及び監査役の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

・環境対策引当金 … 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

・退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員及び一部の連結子会社における執行役員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年～10年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年～10年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により、それぞれ発生の翌連結会計年度（一部の連結子会社は当連結会計年度）から費用処理することとしております。

・完成工事高の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは原価比例法によっております。

・ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、当該処理によっております。

・のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた連結会計年度の費用として処理しております。

・消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜き方式によっております。

・連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

・連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 連結貸借対照表に関する事項

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	投資有価証券	2,490百万円
	投資その他の資産	1,868百万円
	その他	
	計	4,358百万円

②担保に係る債務 ー百万円

なお、関係会社の借入金等に対して上記の資産を担保提供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 124,147百万円

(3) 土地の再評価

一部の国内連結子会社は「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布 政令第119号)第2条第3号、同条第4号及び同条第5号に定める方法を併用しております。

・再評価を行った年月日 2001年11月30日及び2002年3月31日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
(賃貸等不動産に係る差額39百万円を含む。) 3,608百万円

(4) 両建てで表示している工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
13百万円

3. 連結損益計算書に関する事項

(1) 工事進行基準による完成工事高 1,334,601百万円

(2) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 1,906百万円

(3) 研究開発費の総額 13,564百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する事項

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 224,541千株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2019年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	15,268百万円	70円00銭	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月8日 取 締 役 会	普通株式	13,735百万円	65円00銭	2019年9月30日	2019年12月3日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・配当金の総額 13,735百万円
- ・1株当たり配当額 65円00銭
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用を短期的な預金等に限定しております。資金調達については、銀行借入による間接金融のほか、社債、コマーシャル・ペーパーの発行等による直接金融によって必要な資金を調達しております。

デリバティブ取引は、主として市場金利の変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用し、トレーディング目的での取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
〔資産の部〕			
① 現金預金	482,722	482,722	－
② 受取手形・完成工事未収入金等	615,037	615,045	8
③ 投資有価証券			
満期保有目的の債券	281	288	6
その他有価証券	253,004	253,004	－
〔負債の部〕			
① 支払手形・工事未払金等	491,569	491,569	－
② 短期借入金	87,934	88,033	△98
③ ノンリコース短期借入金	15	15	△0
④ 一年以内償還の社債	10,000	10,040	△40
⑤ 預り金	146,539	146,539	－
⑥ 社債	30,000	30,166	△166
⑦ 長期借入金	80,038	80,571	△533
⑧ ノンリコース長期借入金	158	174	△16
〔デリバティブ取引〕（※）	11	11	－

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

〔資産の部〕

①現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②受取手形・完成工事未収入金等

一年以内に回収が予定されているものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、回収が一年を超える予定のものについては、一定の期間毎に区分した債権毎に、当該債権の回収予定期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

③投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格、ブローカー等独立した第三者から提示された価格、または当該債券から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により算定しております。

〔負債の部〕

①支払手形・工事未払金等、②短期借入金、⑤預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期借入金に含まれる一年以内返済予定の長期借入金については、長期借入金と同様に算定しております。

③ノンリコース短期借入金、⑦長期借入金、⑧ノンリコース長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

④一年以内償還の社債、⑥社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

〔デリバティブ取引〕

取引を約定した金融機関等から当該取引について提示された価格によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ会計の対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金（一年以内返済予定の長期借入金は短期借入金）に含めております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等（連結貸借対照表計上額64,336百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「〔資産の部〕 ③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する事項

(1) 賃貸等不動産の状況

当社及び一部の連結子会社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を保有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
94,005	126,507

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)連結貸借対照表計上額には、資産除去債務（192百万円）を含んでおります。

(注3)時価は、主として「不動産鑑定評価基準書」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

7. 1 株当たり情報に関する事項

(1) 1株当たりの純資産額

3,550円03銭

(2) 1株当たりの当期純利益

573円14銭

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	122,742	30,686	29,816	60,502
当 期 変 動 額				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△ 0	△ 0
当 期 末 残 高	122,742	30,686	29,816	60,502

	株 主 資 本					自 己 株 式	株主資本合計
	利 益 剰 余 金						
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計			
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	1,414	231,500	116,613	349,527	△ 37,503	495,268	
当 期 変 動 額							
別 途 積 立 金 の 積 立		39,000	△ 39,000	－		－	
剰 余 金 の 配 当			△ 29,003	△ 29,003		△ 29,003	
当 期 純 利 益			100,195	100,195		100,195	
自 己 株 式 の 取 得					△ 28,013	△ 28,013	
自 己 株 式 の 処 分					0	0	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	39,000	32,191	71,191	△ 28,012	43,179	
当 期 末 残 高	1,414	270,500	148,805	420,719	△ 65,515	538,448	

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	106,253	0	106,254	601,523
当 期 変 動 額				
別 途 積 立 金 の 積 立				—
剰 余 金 の 配 当				△ 29,003
当 期 純 利 益				100,195
自 己 株 式 の 取 得				△ 28,013
自 己 株 式 の 処 分				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 33,559	0	△ 33,558	△ 33,558
当 期 変 動 額 合 計	△ 33,559	0	△ 33,558	9,620
当 期 末 残 高	72,694	1	72,695	611,144

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

満期保有目的の債券… 定額法による償却原価法

子会社株式

及び関連会社株式… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの … 移動平均法による原価法

・たな卸資産

販売用不動産 … 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

未成工事支出金 … 個別法による原価法

開発事業等支出金 … 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

材料貯蔵品 … 移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

・デリバティブ … 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産

建物・構築物 … 定額法

その他の有形固定資産… 定率法

(3) 引当金の計上基準

・貸倒引当金

… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

・完成工事補償引当金

… 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率による算定額を計上しております。

・工事損失引当金

… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

- ・退職給付引当金 … 従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。
- ・関係会社投資等損失引当金… 関係会社に対する投資等の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び貸付金額等を超えて負担が見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

・完成工事高の計上基準

完成工事高の計上は、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当期末における進捗度の見積りは原価比例法によっております。

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜き方式によっております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

・退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

・ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、当該処理によっております。

・連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

・連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 貸借対照表に関する事項

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	関係会社株式・ 関係会社出資金	2,184百万円
	長期貸付金	1,653百万円
	計	3,837百万円

②担保に係る債務 ー百万円

なお、関係会社の借入金等に対して上記の資産を担保提供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 58,012百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	15,858百万円
関係会社に対する長期金銭債権	10,328百万円
関係会社に対する短期金銭債務	117,155百万円
関係会社に対する長期金銭債務	14百万円

(4) 両建てで表示している工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
11百万円

3. 損益計算書に関する事項

(1) 工事進行基準による完成工事高	1,218,584百万円
(2) 売上高のうち関係会社に対する部分	32,809百万円
(3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高	84,409百万円
(4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額	1,728百万円
(5) 関係会社との営業取引以外の取引高	1,569百万円
(6) 研究開発費の総額	13,539百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する事項

当期末日における自己株式の種類及び数	普通株式	13,230千株
--------------------	------	----------

5. 税効果会計に関する事項

繰延税金資産・負債の発生 の主な原因別内訳

繰延税金資産

損金算入限度超過額等

退職給付引当金	31,050百万円
関係会社株式	11,198百万円
たな卸資産	9,575百万円
未払賞与	5,226百万円
貸倒損失及び貸倒引当金	2,959百万円
その他	5,425百万円

繰延税金資産小計	65,435百万円
----------	-----------

評価性引当額	△ 14,872百万円
--------	-------------

繰延税金資産合計	50,563百万円
----------	-----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 32,052百万円
退職給付信託設定益	△ 17,710百万円
その他	△ 971百万円

繰延税金負債合計	△ 50,734百万円
----------	-------------

繰延税金資産（負債）の純額	△ 171百万円
---------------	----------

6. 1 株当たり情報に関する事項

(1) 1 株当たりの純資産額	2,892円16銭
(2) 1 株当たりの当期純利益	470円37銭